平成２４年（フ）第８６号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷5829番地363
債務者　徳永　正直
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
青森市中央２丁目14番９号　畑井ビル201号
債務者　西澤　　上
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７６号
青森県八戸市根城２丁目24番３号
債務者　佐藤　トミ
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
青森県八戸市大字鮫町字林通46番地１　パークヒルズ岩崎２棟102号室、前住所青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通34番地10
債務者　下遠　真一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
青森県三戸郡階上町大字赤保内字柳沢23番地12
債務者　東井　浩二
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
宮城県東松島市大曲字堰の内南77－６　レオネクスト東矢本102、住民票上の住所宮城県登米市米山町字善王寺相ノ田30番地４　コーポ米八　１Ｃ
債務者　佐藤　敏行
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１１９号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目107番地11　ＡＭハイツ201
債務者　原田　義己
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９２号
松江市外中原町203番地
債務者　神田　一生
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１７号
名古屋市港区野跡４丁目３番４－601号　みなと荘
債務者　石川　麻希
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０９４号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字二反田72番地１
債務者　下西　君子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６号
栃木県宇都宮市桜２丁目７番５号シティーコーポ桜Ⅰ　201号室
債務者　三品　治久
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６８４号
東京都足立区六木３丁目19－２－105
債務者　草柳千代美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８９号
東京都江東区亀戸５丁目27－15－502
債務者　成瀬佳奈美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８０８号
東京都墨田区東向島５丁目13－８－203
債務者　鈴木ジュリア
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８０９号
東京都墨田区八広１丁目16－26
債務者　遠藤　昭彦
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８３１号
東京都江戸川区南葛西２丁目13－14－213　ビッグラブ21
債務者　田村　春夫
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部